

令和元年 8 月

京都地方税機構議会定例会会議録

令和元年8月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期1日間（令和元年8月3日）

1	出席議員氏名	3
1	欠席議員氏名	3
1	議事日程（第1号）	4
○	松本臨時議長開会宣告	4
1	議員異動報告	4
1	議席の指定	5
1	議長選挙の件	5
○	秋田議長就任挨拶	5
1	議事日程（第2号）	6
1	会議録署名議員の指名	7
1	会期決定の件	7
1	副議長選挙の件	7
1	第1号議案から第3号議案	8
○	山崎広域連合長の提案理由説明	8
1	一般質問	
○	光永敦彦議員の質問並びに山崎広域連合長及び後安事務局長の答弁	8
○	小原明大議員の質問並びに後安事務局長、神谷事務局次長兼総務課長兼会計管理者 及び中野業務課長の答弁	15
1	第1号議案から第3号議案（質疑・討論・採決）	
○	光永敦彦議員の質疑及び後安事務局長の答弁	25
○	山崎匡議員の討論	29
○	濱野茂樹議員の討論	30
1	第1号議案から第3号議案、可決及び認定	31
○	秋田議長閉会宣告	31

○ 上 程 議 案

議案番号	件 名	議 決 結 果
1	議長選挙の件 (秋田公司君 当選)	—
第1号	京都地方税機構第3次広域計画変更の件	原案可決
第2号	京都地方税機構事務の処理等に関する条例一部改正の件	原案可決
第3号	平成30年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件	認 定

令和元年8月京都地方税機構議会定例会会議録第1号

令和元年8月3日（土）午後2時00分開会

○出席議員（30名）

秋	田	公	司	君
荒	卷	隆	三	君
能	勢	昌	博	君
光	永	敦	彦	君
平	井	斉	己	君
尾	嶋	厚	美	君
荒	木	敏	文	君
山	崎		匡	君
中	村	麻伊子		君
星	野	和	彦	君
齊	藤	一	義	君
小	松原	一	哉	君
太	田	秀	明	君
小	原	明	大	君
横	須賀	生	也	君
菊	川	和	滋	君
水	野	孝	典	君
今	面	不	悖	君
福	井	平	和	君
洪	谷		進	君
樋	口	房	次	君
脇	本	尚	憲	君
藤	本	英	樹	君
松	本	俊	清	君
井	上	武津男		君
塩	井	幹	雄	君
中	山	明	則	君
梅	原	好	範	君
濱	野	茂	樹	君
家	城		功	君

○欠席議員（2名）

諸岡美津君
山本治兵衛君

○議会事務局

議会事務局長

須堯裕子

議事日程（第1号）令和元年8月3日（土）午後2時00分開議

- 第1 諸報告
- 第2 議席指定の件
- 第3 議長選挙の件

以上

○**議会事務局長（須堯裕子君）** 本日招集されました令和元年8月京都地方税機構議会定例会は、前議長及び前副議長の機構議会議員の任期満了後、最初の議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が議長の職務を行うこととされております。出席議員中、年長議員は松本俊清議員でございますので、御紹介を申し上げます。

○**臨時議長（松本俊清君）** ただいま御紹介いただきました松本俊清でございます。

本日招集されました8月定例会に当たり、地方自治法第107条の規定により、僭越ながら、年長議員のゆえをもちまして、私が臨時議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

これより令和元年8月京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。石田宗久君、秋田公司君、光永敦彦君、平井斉己君、林正樹君、足立伸一君、山崎恭一君、長野恵津子君、一瀬裕子君、清水章好君、河田美穂君、倉克伊君、林吉一君、竹内きみ代君が議員の任期を満了され、また、尾形賢君、徳谷契次君が議員辞職をされました。これに伴い、京都府議会から秋田公司君、同じく、光永敦彦君、同じく、平井斉己君が引き続き選出されましたので御報告いたします。

また、新たな選出議員として京都府議会から荒巻隆三君、同じく、能勢昌博君、同じく、諸岡美津君、福知山市議会から尾嶋厚美君、宇治市議会から山崎匡君、同じく中村麻伊子君、

城陽市議会から小松原一哉君、八幡市議会から横須賀生也君、京田辺市議会から菊川和滋君、木津川市議会から福井平和君、久御山町議会から樋口房次君、和束町議会から井上武津男君、南山城村議会から中山明則君が選出されましたので、御報告いたします。

また、議長、副議長の任期満了後の5月21日、内海富久子君から一身上の都合により、機構議会議員を辞職したい旨の願い出がありました。地方自治法第126条ただし書きの規定により、これを許可しました。これに伴い、精華町議会から塩井幹雄君が新たに選出されましたので御報告いたします。

○臨時議長（松本俊清君） 次に、日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

今回選出されました秋田公司君ほか16名の議員の議席を会議規則第4条第2項の規定によりお手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

○臨時議長（松本俊清君） 次に、日程第3「議長選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選により行いたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○臨時議長（松本俊清君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

お諮りします。指名の方法については、私から指名することにいたしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○臨時議長（松本俊清君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、議長に秋田公司君を指名いたします。

お諮りします。ただいま私から指名いたしました秋田公司君を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○臨時議長（松本俊清君） 御異議なしと認めます。

よって、秋田公司君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました秋田公司君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

秋田公司君から御挨拶の申し出がございますので、これを許可します。秋田公司君。

〔議長秋田公司君登壇〕

○議長（秋田公司君） ただいま皆様方から御推挙を賜り、議長に選出いただきました秋田公司でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この上は皆様方の御協力をいただき、円滑な議会運営に努め、議長の大任を果たさせていただきたいと思っております。どうぞ御協力よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（松本俊清君） これで臨時議長の職務が全部終了いたしました。御協力、ありがとうございました。

秋田議長、議長席へどうぞ。

〔臨時議長松本俊清君議長席を退く〕

〔議長秋田公司君議長席に着く〕

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長	山崎善也
副広域連合長	木村要
副広域連合長	山内修一
事務局長	後安剛児
事務局次長兼総務課長兼会計管理者	神谷正英
事務局業務課長	中野晃
事務局法人税務課長	吉村安代
事務局業務課参事	清水直喜
事務局業務課参事	岡部晴朗
事務局法人税務課参事	入江浩二

議事日程（第2号）令和元年8月3日（土）午後2時09分開議

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名議員指名の件
- 第3 会期決定の件
- 第4 副議長選挙の件
- 第5 第1号議案から第3号議案まで（広域連合長説明）
- 第6 一般質問
- 第7 第1号議案から第3号議案まで（質疑・討論・採決）

以上

○議長（秋田公司君） これより議事日程第2号により議事を進行いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（秋田公司君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

監査委員から例月出納検査の結果報告5件が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願います。

次に、出席要求理事者の報告であります、当局へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願います。

○議長（秋田公司君） 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、私から荒木敏文君及び福井平和君を指名いたします。

以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いをいたします。

○議長（秋田公司君） 次に、日程第3「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思ひます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（秋田公司君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長（秋田公司君） 次に、日程第4「副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選により行いたいと思ひます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（秋田公司君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、私から指名することといたしたいと思ひます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（秋田公司君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、副議長に中村麻伊子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私から指名いたしました中村麻伊子君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（秋田公司君） 御異議なしと認めます。

よって、中村麻伊子君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中村麻伊子君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

ここで中村麻伊子君から御挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

中村麻伊子君。

〔副議長中村麻伊子君登壇〕

○副議長（中村麻伊子） ただいま皆様の御推挙によりまして副議長の当選をさせていただきます。

きました宇治市議会選出の中村麻伊子でございます。非力ではございますが、秋田議長を支え、スムーズな議事運営に全力を尽くしてまいりたいという所存でございます。連合長を初め、理事者の皆様、また議員各位におかれましては、御指導、御鞭撻、そして御協力のほどをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（秋田公司君） 次に、日程第5「第1号議案から第3号議案まで」の3件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） 本日ここに、令和元年8月京都地方税機構議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多用の中、また土曜日にもかかわりませず御出席をいただき、まことにありがとうございました。

まずは、各構成団体の6月議会におきまして、新たに償却資産に係る固定資産税課税事務の追加等に関する規約変更について御議決を賜ったところでございます。これを受けまして、総務省に規約変更の申請をさせていただき、許可をいただくことができましたことを御報告申し上げますとともに、改めまして御尽力いただきました皆様方に御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、各議案につきまして、一括して順次、御説明申し上げます。

まず、第1号議案「京都地方税機構第3次広域計画変更の件」につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、先の規約改正に伴って、機構が処理する事務として償却資産に係る固定資産税課税事務を追加するほか、税制改正に対応して本年10月からの自動車税及び軽自動車税の環境性能割・種別割の導入並びに特別法人事業税の創設等について、当機構広域計画についても必要な変更を行うものでございます。

次に、第2号議案「京都地方税機構事務の処理等に関する条例一部改正の件」につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、広域計画同様、関係条例について規約変更に伴う所要の改正を行うものでございます。

次に、第3号議案「平成30年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算につきまして、認定を求めるものでございます。

以上のとおり提案いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（秋田公司君） 次に、日程第6「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許可いたします。

まず、光永敦彦君に発言を許可します。光永敦彦君。

〔光永敦彦君登壇〕

○光永敦彦君 京都府議会選出の光永敦彦でございます。通告に基づきまして質問を行います。

まず、今後の地方税機構のあり方について伺います。

総務省に設置されました自治体戦略2040構想研究会が昨年、2018年4月26日に第1次報告、同年7月3日に第2次報告を発表いたしました。その直後に開かれました第32次地方制度調査会の第1回総会場で安倍首相が地制調に対し諮問をいたしました。その内容は、人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算をして、顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公共私ベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について調査、審議を求めるとの内容でありました。このことから分かる通り、まさに官邸主導のトップダウンで報告がなされ、地方制度調査会等で具体化が順次図られようとしています。

その中身は、一つにAIなどの技術革新を通じたスマート自治体への転換、二つに公共私によるくらしの維持を地域で支えるコミュニティ組織の法人化、三つに圏域マネジメントと二層性の柔軟化を目指した自治体間連携制度の再構築。そして、四つに四都府域で圏域マネジメントを行うための「東京圏のプラットフォーム」創設が主な内容となっております。

これらに共通するのは、報告が強調している通り、行政のフルセット主義を脱却するということです。そのためにAI技術等を活用するため、自治体の業務を共通化し、広域で処理できるようにするというものであります。

この提言に対して、地方制度調査会場で全国市長会会長が地方創生に頑張ろうとしている努力に水を差す以外の何者でもないと述べられました。また、全国町村会会長さんは、机上の発想ではなく、現場の実態を踏まえて我々の声をしっかりと受けとめてほしい、上からの押しつけではなく、選択可能な制度や仕組みが準備をされ、自治体が主体性を持って自ら選択実行できることが何より重要だと苦言を呈されました。

私は全国議長会が主催した講演会に参加をし、その場で構想研究会委員の方が講演されましたが、その方がおっしゃるには、一番の狙いはAI等の活用で業務を産業化することだと言われましたが、あまりに露骨な狙いがあけすけに語られる姿に啞然といたしました。結局、自治体や地域の危機をあおり、その対策であるかのようにあたかも見せながら、自治体業務を儲けの道具にし、それに対応しない自治体は実質、切り捨てられるとするものであります。

だからこそ、市町村合併の経験を経られた方々、地方交付税の削減に困っている自治体、地方創生による国の政策誘導に翻弄されているいろんな関係者、自治体関係者などからさきに示した苦言が相次ぐのは私は当然のことだというふうに考えます。既に地方税機構は特別地方公共団体として自治体の徴収業務を一元化するのみならず、今後課税事務の拡大を行う方向が示され、実際、業務対象の拡大が本議会も含め進められています。私は、この動きに課税自主権の実質剥奪につながるのではないかと、また暮らし全体を捉えた総合行政が必要なときに、徴収だけを業務とするあり方が果たしていいのかなど初め、繰り返し、その課題や問題を指摘してまいりました。

そこで伺います。地方税機構の課税業務の拡大と業務の共通化の方向が進められているも

とで、さきに述べました自治体戦略2040報告で示されている自治体の産業化あるいは空洞化との動きとの関係で、税機構の今後の方向をどう考えるのか、現時点での御所見をお聞かせください。

○議長（秋田公司君） 山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） それでは、光永議員の御質問に答弁申し上げます。

京都地方税機構は、平成19年12月の京都府税務共同化推進委員会の「税業務共同化に向けた提言」を受けまして協議を進め、構成団体の議会の議決を経て平成21年8月に設立されました。税業務の共同化は、適正な課税と確実な徴収を進め、公平公正で効率的な府民・納税者に信頼される税務行政を確立することを目的としております。この目的の遂行に当たっては、税業務の共同化により、業務の標準化等を進め、公平な課税と効果的な徴収業務を確立して、貴重な自主財源の徴収率向上を実現するとともに、府民の視点から簡素でわかりやすい税の組織、業務体系を構築することとしております。

具体的にはでございますが、一つには複数税目の申告等、窓口の一本化により納税者の利便性の向上を図る、二つ目には、納付相談、税務相談、不服申立て等の処理手続を整備して、府民の声に迅速に対応するなど、納税者対応の向上を図るといふこと、三つ目には重複する税業務を整理するとともに、課税、徴収業務の標準化を進め、公平な課税と効率的な徴収を実現すること、そして四つ目には税業務の遂行について徹底したコストの圧縮を図ることとしております。

議員御指摘のとおり、自治体戦略2040構想研究会の報告において、人口縮減時代の新たな自治体行政の基本的考え方として、AIやロボティクスなどを使いこなすスマート自治体への転換や自治体行政の標準化・共通化が述べられておりますが、目指すところは少し違うのではないかと感じております。

当機構といたしましては、府民・納税者に信頼される税務行政を確立することを目的に、今後も、納税者の利便の向上や業務の効率化を図るとともに、公平公正な税業務の一層の推進を図るために、税業務の共同化を構成団体の合意を得ながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋田公司君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 再質問させていただきたいと思っております。連合長からの答弁の中で、地方税機構と、そして今狙われている2040構想の基本的な方向というのは少し違うのではないかとはいふようなお話がありました。

そこで市町村には、これまでも業務そのものは一部事務組合などで対応してきているのが御承知のとおりかと思っております。いわば事務連携で取組を進めてきたということです。

ただ、そうした中で国は市町村合併を行って、再合併が現状、なかなかうまくいかないというもとの、新たにコンパクトシティ化などを提案し、税制優遇だとか財政支援なども行ってきて、まさに政策誘導をしていると思っております。それ自身も、なかなかうまくいってないというのが実情だと考えます。

なおかつ、それに対応できない、あるいは対応しない事態も生まれており、今度は広域連携あるいは二層性の弾力化というのを自治体のあり方の元々を変えていくという方向を打ち出してきたのが今般の2040構想だというふうに思います。まさに、これは自治体の自治を壊す動きだと私は考えますとともに、さきに述べましたとおり、一体誰のためなのか、何のためなのかといったときに、産業化、いわば儲けに資するものにしていくということもはっきりと述べられております。その意味では、地方税機構も結果として同じ方向に協力していくことになるのではないかと、そういうふうに私は考えますが、その点、再度お答えをいただきたいというのが1点です。

もう一点は、小さく生んで大きく育てるというこの間、事務拡大が進められていますけれども、それこそ、2040提言で示しているとおり、業務の委託とか人材育成ができないなど、団体自治そのものに重大な影響を与えることに今後なっていくのではないかと。既にこの議会でも税業務に精通しない職員の方が税機構の事務を取り扱うことで相当苦勞されておられますし、なおかつ、その方々も3年で交代されていくということになっていったときに、地方税機構の業務そのものがどうかという問題とともに、市町村単位での課税業務だとか、そういうこと、徴収業務もそうですけど、そういうところ自身のスキルが落ちていたり、あるいは結果として自治体が団体自治を、影響が出るのではないかと考えるのですけれども、その点はどうお考えになるのか、その2点、お答えください。

○議長（秋田公司君） 山崎広域連合長。

○広域連合長（山崎善也君） 2040構想というのは、やはり今後、人口減少が特に地方都市を中心に進んでいく、あるいは少子高齢化が進んでいく中で、人口予想を前提にすると、従来フルスペックでそれぞれの市町村が提供してきた行政サービス、これがどうしても立ち行かなくなる、こういうことが想定されるときにどうするか。それに備えてという議論というふうに私は捉えておまして、その一つに広域化、それは水平で近隣市町が連携を進める、それも難しいところについては都道府県とその市町村の縦といいますか、垂直連携もあわせて見直していくという構想が出されたわけでございます。その一つの手段として、AIなり、いろんなロボティクスも使ったような、あるいは民間委託も含めての業務の効率化ということも一つの手段として言われているわけでありまして、そのこととこの税の滞納業務をどう推進していくか、そこのところはやはり少し異なるのではないかなということをお先ほど答弁させていただいたということでございます。

この進め方については議員御承知のとおり、町村会でも、あるいは市長会でも、やはり構成団体といいますか、基礎自治体の実情なり、意見をしっかりと把握してくれということは要望の中で言わせていただいておりますので、その中でこの税務業務の滞納業務の徴収等についても議論されていくものだというふうに思っております。

人材につきましては、おっしゃるとおり、それぞれの税業務というのは専門性も有するところでございますので、当機構においても研修とかいろんな研鑽の機会も含めて人材の育成、これに注力しているところでございます。

以上です。

○議長（秋田公司君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 御答弁にもありましたように、2040提言が丸ごと本税機構と同じかどうかということ言えば、目的なども、あるいは性格も違うのは当然のことだと思わすけれども、ただ同時に私が述べていますのは、結果として同じことにつながりかねないんじゃないでしょうかということを行っているわけです。その一つの具体的なあらわれとして、人員が厳しいもとの税業務に精通した人が減っていった場合に、結果として自治体レベルでの業務が、団体自治としての業務が剥奪されていくという可能性がある。それは、まさに2040提言が自治の形を壊そうとしていることにつながると私は考えますので、そういう角度を見た場合に、改めて地方税機構のあり方が本当にこのままでいいのかということについては、ぜひ見直していただきたいということを改めて指摘し、要望しておきたいと思わす。

それでは、次の質問に移ります。次に、徴収業務における納税者保護について伺わすと思わす。

この6月にある方から相談がありました。お聞きをいたしますと、自営業でお店を営まされているその方は営業が厳しく、税及び延滞金を含め約40万円の滞納があるということでありました。その息子さんが予備校にたまたま通っておられて、5月に授業料納付期限が迫っていたものの、予備校にお願いして6月末まで授業料の納付期限を延ばしてもらわすというお話をされたそうでした。その頃、今年6月11日に税事務所はその方が訪問し、事情をお伝えして滞納を分納するということとなったものの、その2日後の6月13日に差し押さえをするという連絡が来たということでありました。

その理由は、消防団の退職金等20万4,000円が支払われるということになったため、それが現金として差し押さえできる対象のため、こういう動きになったということでありました。もともとこの方は、昨年7月の段階で滞納の分割納付の相談を税事務所ですれて、税事務所自身も了解をされていたようでありすが、8月の豪雨で罹災をされてしまし、罹災証明の発行を受けたため、分納ができないということになりました。税事務所も滞納処分も分割納付もとめておられたようです。そのタイミングで、たまたま現金が入ることになったため、即全額差し押さえという判断となりました。

その内容は、罹災して以降の昨年8月から直近までの10カ月間、10万円はまずその現金で払うようにという話であったとお聞きしております。6月21日に消防団の退職金が支払われるため、仮に全額20万4,000円支払われますと、全額差し押さえ対象という財産になってしまし、たちまちその方については息子さんの予備校の授業料が払えなくなって、息子さんの人生にも重大な影響が出てしまうことになりかねませんでした。

そこで伺わす。罹災証明が出された時点で現年課税分は減免などの措置がされる制度があります。

ただ、以前の滞納については、そういった対象には直接はなりません。しかし、滞納処分に当たっては、本税機構は何度も答弁で生活困窮の実情を考慮すると述べてきていただきました。そうである以上、滞納の分割納付等の執行停止を解除した場合に、いきなり全額滞納処分とするのはいかがなものかと私は考えます。

その点のお考えを具体的にお聞かせいただきたいと思わす。

また、今回のケースの場合、退職金が入ってもその使い道が差し迫った学費に充てられる

ことがこの場合は明白であると私はお聞きした範囲で判断をいたしました。そこは、やはり配慮する必要があると考えますが、配慮されたのかどうか、また今後、こういった支払い目的が差し迫っている場合の対応をどうしていくのかについてお考えをお聞かせください。

〔事務局長後安剛児君登壇〕

○後安剛児君 それでは、光永議員の御質問に御答弁させていただきます。

滞納処分の執行停止につきましては、いろいろな御事情をお伺いする中、一定執行させていただいております。そして、一定期間経過後、現状確認ということで、そういった状態が継続しているかどうか、そういったものを調査させていただいております。

そういった中で差し押さえ禁止財産ではない新たな資産が確認された場合、再度、当該財産も含めまして個々の生活状況をもう一度、判断させていただきまして確認し、その時点でまた執行停止の可否や滞納処分の執行を判断しているところでございます。

こういったことを執行停止中でありましても、そのような執行停止を取り消しまして、滞納処分、差し押さえを執行する場合もあることにつきましては、執行停止する際にきちんと事前にお伝えしているところでございます。

2点目の予備校、教育費目的の資金でございますけれども、こちらにつきましても、公平公正といった観点からいきますと、徴収猶予あるいは滞納処分の執行停止などの法に定められました猶予措置につきましては、やはり法に基づき適切に適用するものでありまして、法により差し押さえが禁止されていない以上、税に優先させて特別な配慮はできない。ただし、個々の状況に応じて実態を確認する中での対応とさせていただきます。

なお、差し押さえ禁止財産につきましては、御承知のとおり、国税徴収法第75条などで規定されているほかに、他の法令、例えば児童手当法等において規定されているところでございまして、そういったものは税に優先されるというところでございます。

教育資金等、税に優先させる必要がある財産であれば、今後、法整備されるべきものであり、その法整備なき段階で特別な配慮を裁量でやることはできないというように考えております。

以上でございます。

○議長（秋田公司君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 再質問をさせていただきたいと思っております。

個別のケースではなかなか答えられないというのはそうだと思いますが、一般論として先ほど答弁いただきましたが、事前に現金などが入った場合に財産、差し押さえ対象の現金など入った場合にお伝えをして判断していきたいという話はありませんけれども、私が聞いている範囲では、今回の場合、罹災証明を受けている方がいきなり現金が入るからといって事前に相談をして、2日後に差し押さへの通告が来たというようにおっしゃってございまして、それは先ほどの答弁との関係では少し違うのかなというように思います。こういう場合があるのかないのかですね、改めて精査をしていただきたいと、これは要望しておきたいと思っております。

それで、そういうことが現実には起こったと私は聞いておりますので、少なくともこういう場合は事前に納付相談を、本人さんはその事態を知れば納付相談を自ら進んで行う場合もあり

ますけれども、差し押さえられるということがわからないでいる場合は、それは本人は判断できないので、いきなり差し押さえの通告をするのではなくて、こういう事態があるんだったら1度、相談しましょうかという対応を私はすべきではないかなと思うんですね。そこについては一体どうなのかと、これ、一般論でも結構ですけど、お答えいただけたらと思います。

それともう一点、二つ目の質問にかかわって、確かに法制度上の問題はあるのかもしれませんが。しかし、地方税機構である以上、住民の福祉の向上を一番の課題に掲げた規約も持っているわけでありますから、そういう意味では、入った財産が差し押さえ禁止財産じゃないから差し押さえられますということにとどまらないで、実際にその方の罹災状況あるいは家族状況などを見れば、やっぱりその退職金が入ってきたらそのまま学業に必要なものとして、学費として払われるというのは一定明白ではないかなというふうに私は思いますけれども、そういう意味では、差し迫った案件があった場合は一定の配慮を協議して、例えば今回で言えば10万円をまず払いなさいではなくて、罹災証明に対して滞納処分をとめていたわけだから、それを解除する段階でたまった10万円をまず払いなさいから進めるのではなくて、その10万円の幾らか払えますかとか、そういうところから配慮するということがあったんじゃないかなと思うんですね。そのあたりについては、今後、どうされるのかお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（秋田公司君） 後安事務局長。

○後安剛児君 まず、事前のところでございます。私の答弁の不足でございまして、事前と申しますのは、例えば最初に執行停止をする際に、今後、そういった新たな財産などが発見された場合は執行停止を停止して滞納処分をする場合もあるということで、最初の執行停止のときにお伝えしているというようなことで、その後、調査で新たな財産が発見されたので、当然個別の事情を再確認させていただいた上で滞納処分をさせていただくというようなところでございます。

ただし、先ほど申し上げましたように、そういった状況になりましても、御本人様から新たな収入があるというようなことがなかなか、こちらのほうに自ら御相談していただければ事前にとということもあろうかと思いますが、やはりそういったときがなければ一定差し押さえ等もあります。

ただし、直ちに執行することもなく、その時点で一旦直ちの取り立てもせずに納税者の方と一定、御相談させていただくというような機会も持つこと多々ございますので、そういったところで配慮をさせていただいておるというように思っております。

それから、今後のこういった法整備されていない部分についても、やはり一定の配慮をというところでございます。その一定の配慮の基準となりますもの、やはり各案件によりいろいろございますので、基準のないもので機構のほうで配慮するというのはなかなか難しい。やはり一定の法整備なり、そういった基準の整備というものを待つ必要があるかというように思っております。

ただし、これも全く一般論でございしますが、同じようにそういった状況、教育費的な資金の支出等が必要だというときにつきましても、他の生活費との関係とかで、そういったこと

を総合的に判断して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋田公司君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 今回の場合でいいますと、確かに最初の段階で差し押さえの財産ができる財産が入った場合は差し押さえる場合もありますよという説明は当然あったと思います。どの方にもそれはあると思うんですね。

ただし、今回、たまたま臨時的な消防団の退職金が入るということが分かって、それが納付される少し前に相談をされて、その2日後に差し押さえますというのが来てますからね。本来でしたら、その時点でお互い胸襟開いて話し合いをして丁寧な相談をすればよかったんじゃないかというふうに思うんですね。それが何でできなかったのかということは、やはり今後の課題だと私は思いますので、それは丁寧な納付相談と言われる以上は、そういうことがないように、ただでさえ、罹災もされて、あるいは支払いが差し迫っておられて本当に苦悩されているときに、いきなり送りつけられたら、それは傷つくのは当たり前で、そこはそうならないように丁寧にさせていただきたいなということが1点と、もう一点は、基準がないという話がありましたけれども、やはり基準がないのであれば、内規も含めてマニュアルなどでも法制度上の問題だけじゃなくて、実際の運用上の部分でもよく対応を検討する必要はあるんじゃないかということだと考えています。

といいますのは、今回のケースの場合は、罹災証明を受けておられるんですね。もう御承知のとおり、現年課税は対応できても過去の分はできないということになっていっているのです、そういう意味では罹災された方というのは、去年、めちゃくちゃ多かったですよね。今後も減らない可能性も災害状況などを見るとあると思いますので、そういう意味では、そういう方々のその瞬間の生活だけでなく、過去の滞納を今後どうしていくのかについては、より丁寧な相談が私は要と思います。その生活を立て直す上で、御本人の生活もそうですけど、御家族のこの方の場合は将来にかかわる重大な決断が迫られる局面で差し押さえということになったら、それは御本人の責任ということに苛まれることも十分想像できますので、その意味では、マニュアルなど業務の中で、こういう場合はどう考えるのかなどについても、ぜひ職員間や税事務所などで論議をしていただいて、より丁寧な対応をしていただきたいということを求めて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（秋田公司君） 次に、小原明大君に発言を許します。小原明大君。

〔小原明大君登壇〕

○小原明大君 長岡京市選出の小原です。この10月で市議会の役選がありまして、今回が一旦最後になると思います。ぜひ明確な御答弁をお聞きして締めくりたいと思います。

まず第一に、昨年お聞きしました教育ローンの差し押さえについてです。

娘さんの学費に充てる教育ローンとして振り込まれたお金を機構さんが差し押さえて、学費が払えず退学の危機になり、何とか周りから借金してある程度の納税を行って、ようやく差し押さえ解除がされたという問題です。昨年、この場で質問をしたときは、差し押さえ禁止財産でないのだから差し押さえしないわけにはいかないという答弁でした。先ほどの質問でも、

少し対象は違いますけれども、教育費目的といえども禁止されていない以上は差し押さえすると、法整備や基準の整備でもされなければと、こういう答弁であったかと思います。

ただ、このことについて、今年4月10日に衆議院の財務金融委員会で日本共産党の宮本徹議員が質問を行いまして、国税庁が以下のように答弁を行っています。納税緩和制度、徴収猶予とか換価の猶予制度の中で、財産収支状況書の提出を求めています。その中で収支の見込みを書いてもらうわけですが、支出の部分では生活費の中に教育費や養育費など必要最低限の所要資金を加算することができますと。教育費には子どもの大学や専門学校の授業料も含まれていますと。

したがってですが、口座に振り込まれたお金が子どもの授業料に充てられるということが事前に分かっておれば、当然差し押さえは行わないと、こういう国税庁の答弁がありました。

この答弁を踏まえましたら、本機構でも子どもの授業料に充てるものとして振り込まれているお金は差し押さえないと言うべきだと思いますが、いかがでしょうか。お聞かせください。

○議長（秋田公司君） 中野業務課長。

〔業務課長中野晃君登壇〕

○業務課長（中野晃君） それでは、小原議員の御質問に御回答させていただきます。

これまで、当機構の徴収業務の基本方針として、資力のない方に対しては、滞納処分の執行停止を含めて納税の猶予を行うなど、法令に基づき適切な対応を行うことを常々申し上げておりました。

したがって、差し押さえの対象となる財産につきましては、法令で規定されている差押禁止財産に該当しないこと、超過差し押さえや無益な差し押さえとはならないことなど、慎重に、総合的に判断し判定してまいりました。

御指摘の衆議院財政金融委員会での質疑応答につきましては、国税庁及び総務省において、本件教育ローンの滞納処分についての見解が述べられております。

そこで、当機構がこれまで申し上げてきました見解と内容的には同様のものと解釈しております。見解に相違があるものではないというふうに考えております。

つまり、差し押さえの執行に当たっても、その対象者の生活状況等を慎重に総合的に検討し執行するものであり、また、差し押さえの執行後であっても、即時に取り立てを行っているわけではなく、個別の事情に応じて換価の猶予や滞納処分の停止などの納税猶予制度の適用も行っているというところでございます。

以上です。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 今、機構の方針としては、国税庁の答弁と相違していないというようにおっしゃいましたけど、相違していると思います。国税庁は、要はその個々の事情云々とおっしゃいましたけれども、この個々の事情というのが何なんだというときに、要は授業料に充てられるお金が振り込まれているということが分かっておれば、当然、そうしたものは差し押さえることは行わないというようにはっきり明言されていますので、それをお聞きになって相違してないというのは、ちょっと余りにも日本語としてどうかと思いますので、やはりこ

の答弁をお聞きになっておられるのであれば、差し押さえないと国税庁言っているんですから、しないとなるべきだと思うのですが、違うのですか。

○議長（秋田公司君） 中野業務課長。

○業務課長（中野晃君） 小原議員がおっしゃっておられる委員会の答弁の内容なのですが、国税庁の並木次長がおっしゃった差し押さえを行うことはない、教育費だということがわかっておればというような説明をされているところは承知しているところなのですが、その前段に答弁されている内容がございまして、そのところをちょっと御説明させていただきますと、差し押さえ禁止財産とされていないわけではないけれども、国税の滞納整理に当たっては、法律を一律形式的に適用するのではなく、まさに滞納者、個々の実情に即して適切に判断しておりまして、それに応じて差し押さえを行わない場合もあるし、もちろん場合によってはその実情に応じて差し押さえることもあるということが、それがまさに実態でございましてというようにおっしゃっておられますので、教育費イコール差し押さえを行わないというわけじゃなくて、前段にこのように個々の実情に即して判断させていただくというように解釈されていると私は思っておりますので、今のような答弁をさせていただいた次第でございまして。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 その思っておりますのでということではあかんと思います。今、確かに御答弁、紹介いただきましたけど、その後、宮本議員が突っ込んで、今の話では子どもの大学や専門学校の授業料のために保管している預金を差し押さえることもあるのかと聞いたときに、その後その並木さんが答えられているのが、振り込まれた金額が授業料に充てられるということがわかっておれば、当然差し押さえをすることは行わないと、このように答えられているわけですから、時系列でいったら当然やりとりがあって、最終的に答えられたものが結論だと思いますので、これはちゃんと受けとめてやっていただきたいと思います。

昨年、ここで質問させていただいたときに、要は法の整備なり、基準の整備なりがありましたら見直していくといいますか、そういった感じの答弁があったと思うんですけど、私、そのときは本当は差し押さえたくないだけけれども、やっぱり差し押さえ禁止と明記されていないので、仕方なくという気持ちを私、受け取ったんですけど、今ではせっかく国税庁も一つの考えを示しているのに、それを知りませんといって流してしまうというのでは、余りにも残酷ではないかなということを思いますので、このように答弁されていますけれども、現場の対応はもっと親身にされると信じてはおりますけれども、できればちゃんと差し押さえしないと御答弁いただきましたかっと思えます。

国税徴収法が1959年に制定された際に、当時の租税徴収制度調査会の会長が述べておられるのは、租税債権というのは優先的効力の範囲にも用い得る強制力の程度にも、徴税当局の認定と裁量に任されている幅が相当に広いと。これは近代法治国家の公権力の作用としても異例に属すると、こういうものだから制度の運用に当たっては慎重の上にも慎重を期すことが当然の前提と、このように述べておられて、これが「国税徴収法精解」というテキストの序文にもなっています。本機構においても、この精神で徴収業務に当たっておられると思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（秋田公司君） 中野業務課長。

○業務課長（中野晃君） 今、議員のおっしゃったとおり、平成31年1月24日に、総務省の自治税務局からも通知が参っておりまして、そこでは具体的な個別事情を十分把握して滞納整理をするようにということで通知が来ております。また、機構が発足した平成22年7月28日におきましては、徴収業務の基本方針ということで、こちらのほうにも同じような精神として、個々の実情を十分勘案して滞納整理を進めるようにということで、これにつきましては、機構のほうに派遣された職員に対しては、研修等を通じてこの方針については周知するように行っております。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 まさに、今言われた通知の書かれていることをどのようにリアルなケースで具体化することが問題だと思うのです。要は、この機構で取り扱ってられる換価の猶予とか申し込むときに、財産収支状況書というものの提出を求めて、そのときには、要は生活の必要経費として教育費というのは当然見込んで、その支出の中に当然生活の中で必要な分として見込まれるのですよね。

○議長（秋田公司君） 中野業務課長。

○業務課長（中野晃君） 今、議員がおっしゃったとおり、換価の猶予の申請書の中には、いろんな項目がございまして、その中の一つに教育費という項目が入っております。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 その教育費の中で、要は子どもの大学の学費とか専門学校の授業料というのは必要経費というのに入るのですよね。

○議長（秋田公司君） 後安事務局長。

〔事務局長後安剛児君登壇〕

○事務局長（後安剛児君） 失礼いたしました。先ほどの入っているというのは、財政金融委員会のほうで、国税庁の並木次長がおっしゃったこととございまして、機構のほうの徴収、換価猶予申請書の収入のところ、そういった記載条項の中に学費を加算するとかいうことは規定しておりません。

以上でございます。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 それでは、要は国税ではその学費というのは見込むのだけれども、機構ではしないということですか。

○議長（秋田公司君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 機構のほうの様式には入っていないということとございます。

また、今おっしゃっておられるのが換価の猶予あるいは申請等、押さえる押さえないというのは滞納処分の執行停止、いわゆる手続的に異なるものでございまして、換価猶予して、その後、1年で分割納付できるかどうか、そういった生活実態を見るための支出費ということとございますので、それと滞納処分の執行停止上、差し押さえできるかできないか、そういった生活困窮の状況を見る基本ということで、手続的に異なりますので同一性はできないというように思っております。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 その国税と何でもかんでもその対応を揃えろという言い方がいいのかどうか
わからないですけれども、要は、この国税庁のやっているのは、国税徴収法に基づいて
運用を取り決められておると思うんですけれども、基本的にその精神に基づいて機構でも
運用は行われると思うのですけれども、何か別の基準みたいなものがあるのでしょうか。

○議長（秋田公司君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 申請による換価の猶予等につきましては、法律に基づくもので
ございます。

ただ、そういったものの要件を決めるのは、各都道府県の条例で決めるということになっ
ておりますので、そこは若干異なるところがあるのかもしれませんが、精神的、考え方につ
きましては、いかに納税者の方に納期内といいますか、計画的に滞納税を納めていただける
かという観点で創設された手続でございますので、そういった観点で内容については精査し
ていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 今の御答弁、具体的なケースに言いかえますと、要はこの滞納税を納めても
らうために、娘さんの教育ローンを差し押さえして人質にとってもいいというふうに私、捉
えられますので、ぜひ違うんでしたら違うと言っていたきたいと思えますし、今、検討さ
れる、今後の検討されるとおっしゃったことがより納税者の生活実態に見合った形で、より
よい検討がされることを望みたいと思えます。

次に、職員の皆さんの働き方についてお伺いしたいと思います。

今、あらゆる職場で健康管理、ストレス対策、メンタルヘルスということが言われていま
すが、例えば長岡京市議会では、決算委員会の資料で1カ月以上お休みされている職員さん
の人数を提出してもらっております。これは本機構では、このお休みの状況というのはどの
ような状況でしょうか。総人数と一定の日数以上休まれている方の人数を教えてください。

○議長（秋田公司君） 神谷事務局次長。

〔事務局次長神谷正英君登壇〕

○事務局次長（神谷正英君） 1カ月以上の病気等による長期欠勤者の数でございますけれ
ども、平成30年度の数でお答えさせていただきますと、1名発生したところでございます。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 わかりました。

体調を崩される原因があるとすれば、長時間労働というのも一つ考えられるところでは
ございますけれども、長時間労働の実態がどうかということもお聞きしたいと思います。

例えば、一番働かれた方が何時間ぐらいだったかというようなことがわかりましたら教え
てください。

○議長（秋田公司君） 神谷事務局次長。

○事務局次長（神谷正英君） 平成30年度の時間外勤務の状況といたしましては、月間の最
高時間外勤務数は37時間、そして年間ですと321時間という状況でございます。

以上です。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 この時間外労働ということであれば、管理職の方はカウントされないのかなとも思ったんですけども、何らかの形で管理職の働き方というのは、把握というのはされていますか。

○議長（秋田公司君） 神谷事務局次長。

○事務局次長（神谷正英君） はい。管理職の場合は給与に反映する時間外手当というのはつきませんが、システム等で一定記録等をしまして問題がある、時間数が多い等の状況について、把握管理に努めているところでございます。

以上です。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 ありがとうございます。

あと、先ほどこの長期のお休みが1名というお話もありましたけども、府や市町村から派遣された職員さんで構成されているというわけですけども、こういったようにお休みをされた場合に、何らかの形で補充というのはされるのでしょうか。

○議長（秋田公司君） 神谷事務局次長。

○事務局次長（神谷正英君） 長期欠勤者が発生した場合の対応といたしましては、欠勤職員の休務理由及び休務見込み期間等によって判断しているところでございますが、所属のほかの職員の応援により業務が停滞しないようにすることはもちろん、必要に応じて臨時職員の配置等の検討も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 やっぱり派遣元の市町村から代わりの方を出してもらおうとか、なかなかそういうことは難しいとは思いますが、例えばこの補充というのが臨時とかでしか難しいとすると、派遣されている職員さんが出産するのにハードルにならないとか、いろいろ思うこともありますので、またきめ細かい対応をお願いしたいと思えます。

あと、ストレスということについてお聞きしますと、いろんなところから派遣されている職員さんで構成されていて、年度ごとに入れ替わりも随分あるかと思えますし、同じ自治体の中の異動でしたら、新たな人が入ってもどういう人かというのは何となくわかるものですが、この機構の場合ですと本当に初めましてからになるかと思えます。前任者に聞こうと思っても、もう帰っておられたらなかなか難しいということも思えますし、やっぱり仕事上の悩みとか、ましてや個人的なことになると、上司やお互いで相談ということもなかなかしにくい構造にあるのかなと思うんですけども、現場ではどのような工夫がされているかということと、あと組織としてどのようなバックアップというか、フォローをされているかということを教えてください。

○議長（秋田公司君） 神谷事務局次長。

○事務局次長（神谷正英君） 機構における労務管理につきましてお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、労働時間の適正管理のほか、安全衛生の推進及び職員研修の効果的な実施等、重要な課題であると認識はしているところでございます。

職場環境の現状及び改善につきましては、各所属長が現状を把握し、必要に応じて事務局と協議をし、改善に努めております。

また、安全衛生推進協議会におきましても、毎年実施しております職場巡視等により、第三者的な視点から職場の課題に対して、安全衛生各種対策・措置の検討等を行うとともに、協議会の委員として健康管理医を配置し、医学的見地からの助言を得ているところでございます。

次に、職員の保健衛生につきましては、派遣元実施としているため、派遣元との連絡・連携を密にするのはもちろんのこと、休務職員が発生した場合は、機構としても所属長が職員の状況把握に努めるとともに職場復帰への環境整備等を行っております。また、機構独自のメンタルヘルス研修実施や、所属長による全職員面談により発症や再発の防止につなげるといった取組を行っております。さらに今年度からは機構におきましても全職員を対象にストレスチェックを実施し、高ストレス者に対しては申し出に応じて医師の面接指導を実施する予定をしているところでございます。

いずれにいたしましても、今後も派遣職員が働きやすい職場環境の整備に努め、課題があれば速やかに対処できる体制を構築し、適正な労務管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 いろいろ取り組んでいただいているということと、やっぱりなかなか難しいことだということも感じましたので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

課税業務についてお聞きしたいんですけども、まず個人関係税についてですが、申告支援システムが25団体中、今年度は24団体まで普及をしまして、あと未運用の団体とは個別に協議を進める方針ということをお聞きをしておりますが、この未運用の団体というのは、どういった御事情であるのかということをお聞きを教えてください。

○議長（秋田公司君） 中野業務課長。

○業務課長（中野晃君） いよいよあと1団体ということになったのですが、今、その1団体のほうで業務の進め方、申告支援システムをめぐっての業務の流れについて、どのような形で導入していくかということ今議論を進めているというところでございます。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 どういった流れでやるかということで協議ということなんですけれども、やはりこの機構で全部同じシステムを入れなければならないというのは、市町村にとってなかなかそこに入ることが難しいという事情が生じたときに、なかなかうちできませんというわけにもいかないというところで、いろいろ困難があると思いますので、そこは親身に相談に乗っていただいて、無理やりにとということがないようにというのを求めておきたいと思ひます。

家屋評価なんですけれども、各自治体のやり方の調査検討を昨年度、行われまして、家屋

評価事務取扱要領案を作成されたと聞いております。市の職員さんに聞きましたら、ほかの自治体のやり方を知る機会がなかったんで、自らの業務を客観的に見ることができ、参考になったと、こういう声も聞いています。これはそうだろうなと思っていて、ただこれ、情報提供でとどまったら有効な支援の一つだなと思ったんですが、この後、評価基準をこれで統一してやりますとなりますと、やっぱり市町村の自主性が危ぶまれるなということをおっしゃるを得ないなと思っています。

これの前提として、各市町村ごとに評価額に大きな差異がなかったんで、これから進められそうですということをお聞きをしていますけれども、この大きな差異がないというのは、どういう形で確認をされたんでしょうか。

○議長（秋田公司君） 中野業務課長。

○業務課長（中野晃君） 昨年度ですけれども、調査分析業務ということで調査を実施した結果、その比準評価の手法についていろいろ分析する中で、前回の議会するときにも御回答させていただいたように、1円までというわけにはいかないですけれども、評価額に大きな影響を与えるような差異が生じなかったということで、調査結果としては共同化に進める基礎が高まったというように考えております。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 その大きな差異がないということですが、要は、同じものを評価したときに、上と下が余り変わらないということだと思んですけど、その変わらないという幅というのは、上と下ではどのぐらい幅があったんですか。

○議長（秋田公司君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 一応、業者のほうと相談いたしまして、一定大丈夫だというのは、5%以内の間に入れば、上限、下限5%以内に入ればというところでございますが、ただし、建物につきましては、いろんな構造等もございますので、一概に全てが全てというわけではございませんが、棟数等も含めまして全体的に見て一定、統一的な基準で今後評価しても在来家屋との大きな差異がないというような結論を得た上で、基準となる評価要領案をつくって進めていくということにしたものでございます。

以上でございます。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 私、事前に見せてくださいとあって、ちょっとそれはということやったんですけど、またその5%ないしいろんな種類がどうやったんかということも含めて知りたいなと思いますので、またお聞きしていきたいと思えます。

この共同で評価を行うとして、この評価はともかくですけど、用途の判定という、これも機構のほうですることになるのか、市町村が独自にできるのかということをお聞きしたいんですけど、例えば住宅と店舗と兼ねているような建物の場合に、それを住宅とするのか、店舗とするのかでかなりいろんな、土地も含めたさまざまところで結果が変わってくると思うんですけども、それをどこで線を引くかというのをいろいろ市町村でも考え方があるかと思うんですけど、この用途の判定というのはどちらでやるんでしょうか。

○議長（秋田公司君） 中野業務課長。

○業務課長（中野晃君） 用途の判定につきましては、機構のほうで対応させていただくというように考えております。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 そうしましたら、その点でも、この各市町村との考え方の差異がどうだったのかというのは、また個別にお聞きしたいと思います。この共同で評価を行うとして、各市町村で考慮している事情というのを加味する余地というのはあるのでしょうか。要は、機構で評価をやって、この回ってきたものを市町村でどこかで加味するようなシステムというのはいけるのでしょうか。

○議長（秋田公司君） 中野業務課長。

○業務課長（中野晃君） 機構のほうでは、調査、そして算定という形をとりますので、そのデータに基づいて各構成団体のほうで評価をされるということになります。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 返ってきたものを各市町村で何らかに見直す機会はあるというのは理解はしました。私はするなという立場でありますけれども、平成33年度に既に家屋評価事務所を府内に数カ所設けて共同でやるというような方向性も示されてますが、少なくとももうそれやろうと思ったら、もう来年の今頃にはどこでやって何人出してもらってみたいなことを決めていなければいけませんので、ちょっと期間があまりにもないんじゃないかなと思いますし、少なくとも各市町村の意見をしっかり踏まえて、これが多数決とかの形ではなくて、少数派の意見もちゃんと聞いていただいて、みんながいけるという状況で事に当たっていただきたいと思います。

あと、最後と思っておりますので、改めてお聞きするのですが、所有者不明の土地が増えているということが問題になっていきますけれども、相続人の調査とか相続財産管理人の選任などの業務がかなり根気の要る作業が必要で、市町村の現場でなかなかできないという悩みも聞くんですけども、こういう時間と手間さえかけられれば進んでいく業務というのがいろいろあるかと思うんですが、こういうことを機構がスケールメリットを生かして取り組むという考えはあるのでしょうか。

○議長（秋田公司君） 中野業務課長。

○業務課長（中野晃君） 今、議員から御指摘のありましたように、何らかの事情により、登記簿上、名義人が変更されず、そのまま課税措置がされていれば実態が相違するという場合もございますので、そのため、各地方事務所に滞納案件として移管されることも、また想定されるということになります。

機構としましては、何らかの対応をしなければならないということで、現状としましては、相続関係等を調査し、適正な課税が行われるように助言や調査で得た資料を構成団体のほうに提供するなどして、できるだけ今おっしゃっていただきました所有者不明物件に対する対応を考えているところでございます。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 1件、突きとめるのものすごくいろんな資料を請求したりとかして、非常に大変だということを聞いていますので、そういった本当に府市町村の仕事が楽になるような

ことというのは期待はしたいと思います。

例えば、登記簿の写しをもらってきて、打ち込む業務が大変やということですか、あと家屋の実態を飛行機を飛ばして航空写真撮って全部つかむとかいうのも、市町村単体でなかなか大変だということも聞くんですけども、こういった事務については何かお考えのことはありますか。

○議長（秋田公司君） 中野業務課長。

○業務課長（中野晃君） 今回の課税の共同化ということで、家屋の共同化を考えているところですけども、今回の課税の共同化の業務に対象となるのは、新增築の家屋ということになりますので、基本的には既存の家屋は対象外ということになりますので、今先ほど申し上げましたように、もし滞納というような形で各地方事務所のほうに移管された場合につきましては、今、先ほど申し上げましたような対応をとらせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（秋田公司君） 小原議員に申し上げます。質問時間があと2分ほどです。御配慮願います。

小原明大君。

○小原明大君 私、基本的にこの機構があって仕事をしているということそのものに、あまり肯定的でない立場ですので、あまりああいうことをしてくださいとかいうのはちょっとおかしいのかもしれませんが、市町村の現場の声としてぜひお伝えをしたいと思いますので、今やろうとしている家屋の共同のところでは必要ないけれども、市町村がやっている課税の中で効率化をできるものというのはいろいろあるというのを聞きますので、またぜひ仕事をされるのでしたら考えていただければと思います。

最後ですけど、機構と構成団体の間で個人情報、やりとりする根拠ということについて、以前は個人情報保護条例における例外規定として法令等に基づくときに当たるという理解でしたが、総務省の見解として同一自治体内の内部利用として扱って差し支えないと、こういうのが示されました。具体的に何が変わるわけでもないという市の担当者から聞いてますけども、この機構がある意味、同一自治体と同様に個人情報をやりとりできるとすれば、私が以前から言っていましたような生活債権型の納税相談というの、よりやりやすくなるのかなというふうにも思いますので、収納率、毎年1%上げるという目標も締めるばかりでは大変やと思いますので、納めていけるための多面的な支援ということを任務に加える、今後そういうことを改めて考えることがないかどうか、ぜひお聞かせください。

○議長（秋田公司君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 個人情報につきましては、特定個人情報、マイナンバーの関係で、いわゆる我々は構成団体の税務課の職員と同じだと、一部の仕事をやっているだけなので情報が得られると。ただ、そこから先、福祉関係の部分とか、あるいは生活再建、支援の部分への担当部署への情報提供というのは、やはりそれは各構成団体の中でできるかできないか御判断いただきたいと。我々の機構で得た情報は構成団体の税の中で共有させていただくということでございます。

また、その生活支援の関係でございますけども、そもそも広域連合というのは、広域的にやることで、その行政をやることで有効なものについて構成団体で協議してやると、それで

設立してやるということで税を始めておりますので、そういった生活再建が広域的にやるのが本来、それで有効であるかどうかということなどを構成団体側でじっくり協議していただいて、必要であれば、そういった広域連合を設立していただくというようなことで、機構で今後そういった形の拡大をしていくというようなことは現在考えておりません。

以上でございます。

○議長（秋田公司君） 小原明大君。

○小原明大君 今、広域的ということをおっしゃいましたけども、やっぱり現年で払っている方よりも滞納されている方が一番生活が大変だというのがありますので、それが機構がつかんでいるということなので、できることは大きいと思います。市町村のほうでもしっかり論議していきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（秋田公司君） 以上で、一般質問を集結いたします。

○議長（秋田公司君） 次に、日程第7「第1号議案から第3号議案まで」の3件を一括議題といたします。

○議長（秋田公司君） これより議案3件に対する質疑に入ります。通告がありますので、光永敦彦君に発言を許します。光永敦彦君。

○光永敦彦君 京都府議会選出の光永敦彦です。議案に対する質疑を数点行います。

まず第1号議案「京都地方税機構第3次広域計画変更の件」についてであります。広域計画は5年ごとの計画であるものの、実際には課税部分の業務が拡大するにつれて、その対象業務を入れ込む形で見直しが行われてきております。

また、まさに住民福祉の向上を本旨とするはずの地方税機構の計画が当面の業務拡大の後付け見直しばかりとなっている傾向があることは、広域計画そのものが一体何のためにあるのかということをおっしゃられても仕方ないように私は感じています。

そこで伺います。そもそも課税部門も含め、どこまで対象業務を拡大するつもりなのか、いつまでに何をどうするのかについて、この際、明確に改めて一般論ではなく具体的にお答えいただきたいと。

また、今述べましたとおり、広域計画全体の論議が長らくされていないのではないかと考えております。もちろん税機構でいえば税機構議会があるわけでありましてけれども、税機構にかかわる理事者としては、その点、府民的にどうされているのかお答えいただきたいと思っております。

さらに、今後の府民的論議の保証も含め、具体的に、例えばパブリックコメントをどうするのかどうか、そもそも広域計画のあり方自身の論議をどう進めるのかについて、改めてお聞かせください。

○議長（秋田公司君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 課税事務の共同化につきましては、市町村の代表の皆様とそのあり方について協議を行った平成23年2月の京都府市町村税業務調整会議におきまして、府税市町村税の全ての税目について、課税資料の収集から税額算出あるいは納税通知書作成に

至るまでの事務作業を機構で処理するといった方向性が確認されたところでありまして、現在、それに基づき課税業務の共同化につつましてできるところからやっております。

また、今後とも構成団体の合意を得ながら共同処理が可能なものから取り組んでまいりたいと、そういった予定でおります。

ですから、一定可能となったものにつつまして、今後のスケジュール等を固めていっておりますので、今後の部分についてのスケジュール等につつましては、現時点でお示しできるものはございませんで、御理解いただきたいと思っております。

また、広域計画につつましては、広域連合と構成団体、相互に密接な連携を図りながら税業務を総合的、効果的、効率的に処理するための事務指針という位置づけで、地方自治法に基づきまして策定しております。

当機構の広域計画につつましても、機構設立後の最初の議会において御審議いただきまして、御議決いただいて計画といたしております。

その後、新たに機構で処理する事務、今回もそうでございますが、規約変更につつましては構成市町村議会の議決を得た上で、新たな広域計画につつましても、議案を機構議会のほうで御審議いただいているところでございますので、そういった中で御議論いただいているものと考えております。

また、府民の御意見、パブリックコメントでございますけれども、先ほど申し上げましたように、税の事務を処理する構成団体と広域連合で処理する事務の指針となるようなものがございますので、立案段階から府民の皆様のお聞きしながらつくっていく計画、いわゆる基本計画あるいは総合計画的な計画とは少し異なるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（秋田公司君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 事務指針があることは存じてますし、方向性についても基本的には全税関係を今後、統一的に課税事務などもやっていこうということが示されていることも存じているんですけども、じゃ、逆にどういうテンポで何をどうしていくのかということとは一体どこに示されるのかということなんですね。この広域計画にも変更して、構成団体の了解があったものから最終的に議会の了解を得て広域計画に入れていくという手続はそうなんですけど、しかし、そこにも現時点で具体的に何をどうするのかを示せませんという答弁がありました。

それ以外の総合計画があるわけではありません。そしたら、最初に設立の段階で、あるいは23年の段階の合意したもの以上に、議員にも、あるいは府民にも一体どういう形で示すのかということが何もない中で、一つ一つ出てきたもの、あるいは出そうとしているものについて論議していくということで果たしていいんですかというように私は思うわけです。

私は、もちろんこの方向はよくないと思っはいるけれども、しかしそれを進めようと思われているのに、いや、この部分はもうできませんとか、これはやっていきますとかという話をはっきり示さないと、次の質問にもかかわりますけども、コストの問題も含めてまともな論議ができないんじゃないかなというように考えているんですけど、広域計画に直接かわりがないかもしれませんけれども、本格的な具体的なあり方をいつまでに何をどうするのか、あるいはこれはできませんみたいなことはどういう形で私ら、あるいは府民の皆さん、構成

団体に示されるのでしょうか、あるいは示せないのでしょうか。

○議長（秋田公司君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 御指摘のとおり、やはり全体の中で現在どの時点まであり、将来最終的な目指すべき姿はこういったものというのは、確かに我々も必要かと思っております。

ですから、並行しながら進めながらできるものからやっているという状況でございまして、示す必要はあるかと思っておりますが、現時点ではまだ具体的に十分お示しできるものはないということでございますけども、今後、最終的な姿が一定見えてきた段階で、構成団体の皆様にも共同化の一定の姿というのをお示しできるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋田公司君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 私は全て実行する立場から求めているわけではありませんけれども、少なくともできるのか、できないのか、この税についてはやっぱり事務の共同化はやめまじょうだとか、そういうことも含めて検討されているように私は思わなくて、検討されているかどうかも含め、私らにはわからないんですよ。果たして、これでいいのかということをやっぱり考えていただきたいなというように思うのです。これについては、見えてきた段階でお示しするというのは、私はおかしいと思ひまして、これは示せませんということも含め、ここについては検討中ですか、ここはちょっとできそうにありませんとか、そういうことも含めた状況を、やはり議会なり府民なり構成団体に知らせていただかないと、まともな論議できないじゃないかというように思いますので、その点はぜひ今後、御留意いただいて努力をお願いしたいと思います。

次に、第3号議案「平成30年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」についてですけれども、この間、負担金が当然、事務の拡大に伴って増えてきているかと思ひます。このまま推移していくと、今後、業務拡大に伴い構成団体の負担金が増えていくということは当然想像できます。

そこで地方税機構が発足したことによって、税機構全体及び構成団体のコスト削減効果を金額ベースで明確に示していただきたいと考えます。

もう一点、研修などのコスト、システム拡大にかかるコストなど、今後の事務拡大にかかわる金額的目途、これについても明確にお聞かせください。

○議長（秋田公司君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） コスト削減効果につきましては、本来、各構成団体側で試算していただくものと考えておりますけれども、当機構が把握できます、いわゆる統計数値的なものに基づきましてお答え申し上げますと、当機構設立前の平成20年度の当時、構成団体のいわゆる徴税費、税にかかります予算の合計は141億円といったベースでございました。統計的にございます最新の平成29年度でございますが、この徴税費、128億9,000万ということで、差し引き12億1,000万の削減といった形になっております。

削減の要因といたしましては、構成団体と機構が連携、協力して一体となって効果的な税

務処理に努めてきた成果と言えるのではないかと考えておまして、機構成立による効果と言えるのではないかと考えております。

全体のコストの関係でございます。先ほど御答弁申し上げましたように、共同処理可能なものからということで、構成団体の合意形成を得たものから始めさせていただきたいということございまして、現時点で共同化全体の経費というのをお示しすることは、ちょっとできないということにつきましては、御理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（秋田公司君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 再質問させていただきます。

確かに徴税費を比較したら、そういうことになるのかもしれませんが、あくまで統計的な数字でありまして、なおかつ構成団体一つ一つでどうかというのは、検証されていないということになっていますよね。そうなってくると、当初出発したときに税機構をつくる大きな要因の一つに、コスト削減のメリットがあるんだということも言われていました。私は単純にコスト削減がいいとは思いませんけれども、少なくともそういう説明をしてきた以上、本当にそれがどうなのかということについては、やはり検証が要ると思うんですね。構成団体も含めて、これ、本当にどうなのかということは要ると思います。本議会でもそうですし、報告などにもあるのは、要するに徴収率が上がったという話ばかりで、実際に税機構の運営によってどういうメリットがあったのか、あるいはデメリットがあったのかなどについては、報告やら検証されていないように感じますので、この点には今後努力いただきたいなと思います。

もう一点は、今後の計画に基づく、幾らコストがかかるのかは今はわからないという話でした。それは先ほどの答弁にもかかわって、一体何をどうしているのかがもう一つよくわからないまま出てきたものを議会の中に処理していくという仕組みになっているから、これは私ら自身もまともに論議ができないという事態になっているんですね。本当、これで良いのかなというように私は感じます。ですから、精査できていない、あるいは計画がないこと自身が問題だと私、考えるんですけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（秋田公司君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛兄君） 議員御指摘のとおり、十分な議論をしていただくための素材と、材料が少な過ぎるところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、できるところから順次検討して、その中で共同化の制度設計、費用対効果など構成団体にお示しして議論していただくというような形で進めておりますので、そういった形で一定必要とは考えております。できるだけ今後、議論していただけるような情報をお示しできるような形ではしてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（秋田公司君） 光永議員に申し上げます。会議規則では、質疑は同一議題について2回となっております。既に3号議案についての質疑回数を超えておりますので、次回でおまとめください。

光永敦彦君。

○光永敦彦君 できるところからできるだけお示ししようというのは、これ、そもそも本末転倒で、何がどこまで進もうとしているのかについては、きっちり報告していただくと、それについての削減効果なり、メリット、デメリットがどうあるのかだとか、あるいはできそうにないのかだとか、それについて言っていただかないと、業務を順次、自動車税だとか、あるいは固定資産税だとか、そういうところにやれるところからやっていますと幾ら言われても、それがいいか悪いかだけの判断しかできなくて、そもそも全体の中でどういう状況なのかについては、今後できるところがわかってきたら報告するというのではなくて、できないことも含めて今、どういう状況かということについては論議する土台として、ぜひお示しいただきたい、そのことを強く求めて質疑を終わりたいと思います。

○議長（秋田公司君） 以上で、質疑を終結いたします。

○議長（秋田公司君） 次に、議案3件に対する討論に入ります。

通告がありますので、まず、山崎匡君に発言を許します。山崎匡君。

〔山崎匡君登壇〕

○山崎匡君 宇治市議会選出の山崎匡です。ただいま議題となっております第1号議案「京都地方税機構第3次広域計画変更の件」、第2号議案「京都地方税機構事務の処理等に関する条例一部改正の件」及び第3号議案「平成30年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」に反対する討論を行います。

反対理由の第一は、地方税機構が進めております課税の共同化をさらに進めていく中身になっているからです。第1号議案の第3次広域計画変更は、固定資産税償却資産の課税業務を機構が行うという変更です。各自治体で事業を行う場合に必要な機械や設備に課せられる税である償却資産は、各事業所の実態に見合った丁寧な課税事務が必要であり、市町村が行うことが地方自治法で定められております。そもそも課税業務は地方自治体の根幹であり、課税することに対して説明責任を負うものですが、これを地方税機構が行えば、各自治体が説明責任を果たせず、自治体の課税自主権を放棄させることになり、大きな問題です。今後さらなる課税業務の拡大と共通化を進めることは、市町村負担金は増える一方、市町村から税務行政のノウハウが失われ、職員の育成もできなくなります。さらに総務省、自治体戦略2040構想研究会報告では、市町村が担っている行政サービスの市場化、中心都市と周辺自治体を範囲とする圏域単位で行うことを標準化すること、ICT化の促進による公務員を半減させるなどの自治体の基本方向を打ち出しております。これについて、自治体から多くの苦言が呈されておりますが、現状では、京都地方税機構がまさにその先駆けとなっているような状況であり、総合行政を行う自治体の変質を進めることとなり、看過ができません。

反対理由の第二は、税務行政は地方自治体の根幹を成す業務です。先ほども述べておりますが、国保なども含め住民生活に直結をしておりますので、実態に見合った丁寧な課税徴収事務が必要であります。そうならず、府民に寄り添った特別地方公共団体とは言えないという問題点があるためであります。光永議員の質問からもわかるように、徴収業務について被災された方など罹災証明が発行され、現年分は減免措置など対応されるが、それ以前の滞納分を分割納付相談など受けていたにもかかわらず、滞納の分割納付等の執行停止を

解除したら、いきなり差し押さえと、生活困窮の実態を知らながら一方的な事務的処理がされるなど、徴収に特化した機構の性質をよくあらわしている事案だと思います。取組実績で、機構発足以来、最高の徴収率を達成できたと報告をされています。

しかし、格差と貧困が広がり、生活が本当に大変になる中で強行される、経済状況は悪化を迎えているという指摘にもかかわらず、10月には消費税10%増税が強行されようとしております。増税でなりわいも暮らしも経済もますます落ち込むことが予想される中では、徴収率が最高を更新したと誇るだけでなく、滞納せざるを得ない実態を省みて、それを解決するという自治体本来の役割を果たすように努めることが必要であると考えます。

以上、三つの議案に反対をする討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（秋田公司君） 次に、濱野茂樹君に発言を許します。濱野茂樹君。

〔濱野茂樹君登壇〕

○濱野茂樹君 伊根町議会選出の濱野茂樹でございます。本定例会に上程されております「京都地方税機構第3次広域計画変更の件」、「京都地方税機構事務の処理等に関する条例一部改正の件」及び「平成30年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」の議案3件について、賛成の立場で討論させていただきます。

さて、本年5月、令和時代の始まりに際し、安倍首相は一人ひとりの日本人が明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる、そうした日本でありたいと願いを込めた元号であると談話を発表されました。私もこの新しい時代に希望を抱き、我が伊根町のさらなる発展に期待しているところであります。そのためには、少子高齢化による社会保障費の増加や子育て支援の充実など、喫緊の課題に迅速に対応する必要があります。厳しい財政状況の中、限られた財源によりいかに効果的、効率的に住民サービスの質を確保するかなど、地方自治体は多くの課題に直面し、これまで以上に税収の確保が重要になっております。

そのような状況の中、税機構におかれましては納税者の利便の向上や業務の効率化を図るとともに、公平公正な税業務の一層の推進を図ることを目的として設立され、10年が経過しております。その間、徴収業務においては着実な成果を上げられて、各構成団体の税収確保に大きな役割を果たしてこられました。その効果は我が伊根町でも明確に数字であらわれており、税の徴収率が機構移管前の平成21年度の93.9%から平成30年度には98.1%と着実に上昇しているところでございます。

また、課税事務の共同化においては、法人関係税や自動車関係税に続いて、本定例会に提案されている償却資産にかかる固定資産税課税事務共同化を来年度に開始されるなど、さらなる業務の効率化を着実に進められているところであります。

本定例会に上程されている議案のうち、京都地方税機構第3次広域計画変更の件及び京都地方税機構事務の処理等に関する条例一部改正の件については、課税事務の共同化によりさらなる業務の効率化を目指すもの、そして平成30年度決算の内容は各種事業を実施するための必要な歳出を構成団体からの負担金を用いて行ったものであり、監査委員の意見書にもありますように、適正に執行されているものと考えております。今後においても、構成団体との十分な連携を継続しながら、必要な支援のもとで共同化を着実に進捗させ、さらに効率的

で公平公正な税業務が実現されることを強くお願いし、本議案に対する賛成討論といたします。

○議長（秋田公司君） 以上で、討論を終結いたします。

○議長（秋田公司君） これより、議案3件について採決に入ります。

採決は1件ずつ、3回に分けて挙手により行います。

まず、第1号議案「京都地方税機構第3次広域計画変更の件」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（秋田公司君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は原案どおり可決されました。

次に、第2号議案「京都地方税機構事務の処理等に関する条例一部改正の件」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（秋田公司君） 挙手多数であります。よって、第2号議案は原案どおり可決されました。

次に、第3号議案「平成30年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」の採決を行います。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（秋田公司君） 挙手多数であります。よって、第3号議案は原案どおり認定されました。

○議長（秋田公司君） 以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。これをもって、本日の会議を閉じ、令和元年8月京都地方税機構議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 秋 田 公 司

会議録署名議員 荒 木 敏 文

同 福 井 平 和